

労働検査法最新改正公告

2020年5月22日立法院にて三読通過された「労働検査法一部条文改正案」が、同年6月10日、総統華総一義字第10900063571号令により公布され発効した。労働部職業安全衛生署の公告を参照した上で、改正された労働検査法一部条文について、その要点を説明するとともに、改正条文を下記の通りに対照表にして付す。

- (一) 労働検査法（以下同）第19条に定める代行検査業務の**非営利性**の規定に一致させるため、第3条第2号中の「公営事業機構」を代行検査機構に指定するとした規定を削除した。
- (二) 第7条第3項の増補修正により、中央主務機関は毎年定められた期間に労働検査年報を開示しなければならないと定めた。年報の開示を通して、労働検査機構の年ごとの執行成果及び関連比較分析等の情報の更なる公開性と透明性に繋がることが期待される。
- (三) 労働検査の強度を強化することで労働者の労働権益を守るよう、第35条の改正では、労働検査員が職務を執行する際、事業単位に立ち入ったり、関連人員に尋問したり、必要な報告の提出を通知したりする等その他行為を要求するとき、事業単位が理由なしに拒否し労働検査を回避する状況がある場合、主務機関は**新台幣ドル3万元以上15万元以下の過料を科するほか、その都度処罰することができる**との定めを増補修正した。このほか、労働検査に係る事項について特に注意を払うべき点は、法でいう主務機関とは、中央では労働部、直轄市では直轄市政府、県（市）では県（市）政府であるため、今回の改正法にあつて詳細な解釈の規定及び裁量の基準、例えば裁量金額の標準等については地方主務機関が定めて公布することが待たれることである。

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

改正 条号	改正内容	改正前条文
	2020.05.22	2015.01.20
第3条	<p>この法律において、用語の定義は、次の通りとする。</p> <p>一、労働検査機構：中央または直轄市の主務機関もしくは関連機関が労働検査を取り扱うために設置する検査専任機構を指す。</p> <p>二、検査代行機構：機械または設備の危険性に係る検査の取扱いを中央主務機関に指定された行政機関、学術機構または非営利法人を指す。</p> <p>三、労働検査員：労働検査証明書を所有し、労働検査の職務を執り行う人員を指す。</p> <p>四、代行検査員：代行検査証明書を所有し、代行検査の職務を執り行う人員を指す。</p>	<p>この法律において、用語の定義は、左の通りとする。</p> <p>一、労働検査機構：中央または直轄市の主務機関もしくは関連機関が労働検査を取り扱うために設置する検査専門機構をいう。</p> <p>二、検査代行機構：機械または設備の危険性に係る検査の取扱いを中央主務機関に指定された行政機関、学術機構、公営事業機構または非営利法人をいう。</p> <p>三、労働検査員：労働検査証明書を所有し、労働検査の職務を執り行う人員をいう。</p> <p>四、代行検査員：代行検査証明書を所有し、代行検査の職務を執り行う人員をいう。</p>
第4条	<p>労働検査事項の範囲は、次の通りとする。</p> <p>一、この法律の規定に基づき検査を執り行うべき事項</p> <p>二、労働基準法令に規定する事項</p> <p>三、職業安全衛生法令に規定する事項</p> <p>四、その他労働法令に基づき取り扱うべき事項</p>	<p>労働検査事項の範囲は、左の通りとする。</p> <p>一、この法律の規定に基づき検査を執り行うべき事項</p> <p>二、労働基準法令に規定する事項</p> <p>三、労働者安全衛生法令に規定する事項</p> <p>四、その他労働法令に基づき取り扱うべき事項</p>

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を
提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮
される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

<p>第7条</p>	<p>労働検査機構は事業単位の労働検査に係る資料を作成しなければならず、必要があるときは、関連機関または団体に対し資料の提供を請求することができる。(第1項)</p> <p>前項の請求に対し、その他法律に特別な規定がある場合を除き、関連機関または団体は拒否してはならない。(第2項)</p> <p>中央主務機関は毎年定められた期間に労働検査年報を開示しなければならない。(第3項)</p>	<p>労働検査機構は事業単位の労働検査に係る資料を作成しなければならず、必要があるときは、関連機関または団体に対し資料の提供を請求することができる。(第1項)</p> <p>前項の請求に対し、その他法律に特別な規定がある場合を除き、関連機関または団体は拒否してはならない。(第2項)</p>
<p>第33条</p>	<p>労働検査機構は、労働者の異議申立を受理した後、速やかにその異議申立の内容につき労働検査員を派遣し検査を実施させるほか、14日以内にかかる検査の結果を異議申立人に通知しなければならない。(第1項)</p> <p>労働者が組合に申立てる案件について、組合は異議申立の内容につき検証した後、書面で是正意見を事業単位に提出し、且つ異議申立人及び労働検査機構にその副本を通知するものとする。(第2項)</p> <p>事業単位が前項の是正意見を拒否したとき、組合は労働検査機構に検査の実施を申請することができる。(第3項)</p>	<p>労働検査機構は、労働者の異議申立を受理した後、速やかにその異議申立の内容につき労働検査員を派出し検査を実施させるほか、14日以内にかかる検査の結果を異議申立人に通知しなければならない。(第1項)</p> <p>労働者が組合に申立てる案件について、組合は異議申立の内容につき検証した後、書面で是正意見を事業単位に提出し、且つ異議申立人及び労働検査機構にその副本を通知するものとする。(第2項)</p> <p>事業単位が前項の是正意見を拒否したとき、組合は労働検査機構に検査の実施を申請することができる。(第3項)</p>

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を
 提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮
 される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

	<p>事業単位は申立を行った労働者に対し、その労働契約を終止またはその他労働者に不利な処分をしてはならない。(第4項)</p> <p>労働検査機構は労働者の異議申立を受理する際、秘密保持の必要があり、申立を行った労働者の身分を漏洩してはならない。(第5項)</p>	<p>事業単位は申立を行った労働者に対し、その労働契約を終止またはその他労働者に不利な行為をしてはならない。(第4項)</p> <p>労働検査機構は労働者の異議申立を管理する際、秘密保持の必要があり、申立を行った労働者の身分を漏洩してはならない。(第5項)</p>
<p>第35条</p>	<p>次の各号のいずれかに該当する事業単位または行為者に対し、新台幣ドル3万元以上15万元以下の過料を科し、且つその都度処罰することができる。</p> <p>一、第14条第1項の規定に違反した場合</p> <p>二、第15条第2項の規定に違反した場合</p>	<p>左の各号のいずれかに該当する事業単位または行為者に対し、新台幣ドル3万元以上15万元以下の過料を科する。</p> <p>一、第14条第1項の規定に違反した場合</p> <p>二、第15条第2項の規定に違反した場合</p>

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を
提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮
される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。